

堺市産前産後休暇・育児休業代替任期付職員採用選考 受験案内

(社会福祉) (保育教諭) (保健師・助産師)

【試験日程】

令和7年12月6日(土)

【受付期間】

令和7年9月22日(月)10時00分から

令和7年11月7日(金)17時00分まで

堺市総務局人事部人事課



○産前産後休暇・育児休業代替任期付職員とは

正規職員が産前産後休暇や育児休業を取得する期間、代替として任期を定めて勤務する職員で、正規職員と同様の職務に従事する職員を言います。

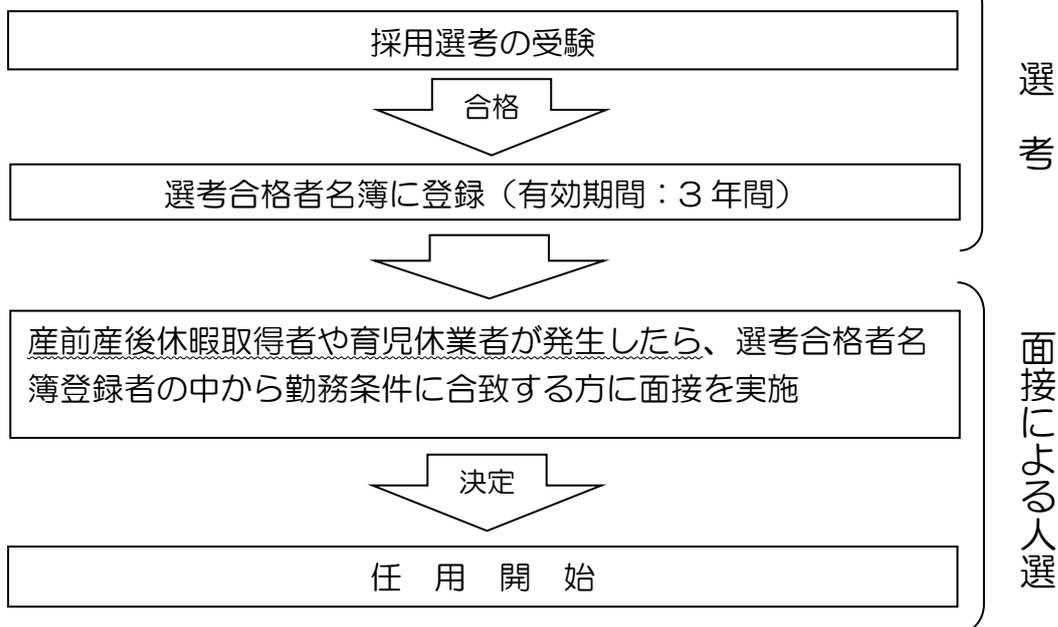
※職員の産前産後休暇や育児休業の取得期間に応じて、採用時期と任期が決まります。

※採用選考の合格者は、選考合格者名簿に登録します。(登録期間は3年間)

※職員が産前産後休暇や育児休業を取得する際に、選考合格者名簿の登録者の中から産前産後休暇・育児休業代替任期付職員を採用します。

※産前産後休暇代替任期付職員として任用され、勤務する間にその勤務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き、育児休業代替任期付職員として任用されることがあります。

◆ 採用までの流れ



【選考合格者名簿について】

- ・ 選考合格者名簿には、採用選考に合格した人を登録します。
- ・ 選考合格者名簿の登録の有効期間は、採用選考の合格日から3年間です。

※ 登録後の面接の結果、不採用となった場合や、任期満了により退職となった場合でも、選考合格者名簿の登録期間内は有効であり、再度採用選考を受験する必要はありません。

※ 登録期間の終了後、再度産前産後休暇・育児休業代替任期付職員としての任用を希望する場合は、登録のための採用選考を受験する必要があります。

【採用について】

- ・ 産前産後休暇取得者や育児休業者の発生状況に応じて、個別に面接を実施して採用します。面接は、選考合格者名簿に登録されている人の中から勤務条件に合致する名簿登録者に対して実施します。
- ・ 任期は、職員の産前産後休暇期間（16週程度）若しくは育児休業期間（最長3年間）又はその両方の期間となります。
- ・ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取消します。また、申込書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取消することがあります。

1 募集内容

(1) 職務内容

試験区分	主な職務内容
社会福祉	区役所等におけるケースワーク等の業務 子ども相談所等における児童福祉司の業務
保育教諭	幼保連携型認定こども園（公立）における乳幼児の教育・保育業務 乳幼児の保護者の子育て支援業務
保健師・助産師	（保健師免許を有する人） 区役所保健センター等における保健師業務 （助産師免許のみを有する人） 区役所保健センター等における母子保健福祉に関する相談・支援業務

(2) 受験資格

試験区分	受験資格
社会福祉	社会福祉主事の任用資格（※1）を有している人又は令和7年12月31日までに任用資格を取得見込みの人で、変則勤務が可能な人
保育教諭	次の全ての要件を満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の登録を受けている人又は令和7年12月31日までに保育士登録を受ける見込みの人 ※ 大阪府が実施する「国家戦略特別区域限定保育士試験（地域限定保育士試験）」の合格により、国家戦略特別区域保育士（地域限定保育士）として登録を受けている人又は令和7年12月31日までに登録見込みの人を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教諭の免許（※2）を有する人又は令和7年12月31日までに幼稚園教諭の免許を取得見込みの人

	<ul style="list-style-type: none"> 変則勤務が可能な人
保健師・助産師	保健師免許を有している人若しくは令和 7 年 12 月 31 日までに当該免許を取得見込みの人又は助産師免許を有している人若しくは令和 7 年 12 月 31 日までに当該免許を取得見込みの人で、変則勤務が可能な人

※1 社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。

(ア)社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、学校教育法に基づく大学等において、3科目以上履修し、卒業すること

(イ)社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること

(ウ)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

※ 厚生労働大臣の指定する科目等については、必ず厚生労働省のホームページ「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html>)

※2 教育職員免許法の一部改正により令和 4 年 7 月 1 日をもって教員免許更新制が解消されました。ただし、令和 4 年 6 月 30 日以前に有効期限を超過し、失効している場合には、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行い、採用予定日の前日までに有効期限のない免許状の授与を受ける必要があります。

◆地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる人を含む。）は、受験できません。

試験区分が保育教諭の場合、地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる人を含む。）及び学校教育法第 9 条の欠格条項に該当する人は、受験できません。

◆国籍、学歴及び年齢は問いません。（日本国籍を有しない人で在留資格において就労等が制限されている人は採用されません。）

2 試験内容

(1) 試験日程及び試験会場

試験日程：令和 7 年 12 月 6 日（土）

試験会場：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所
（詳細は受験票の送付と合わせてお知らせします。）

(2) 試験方法

試験区分	試験内容
社会福祉 保育教諭 保健師・助産師	○論文試験（60分・100点） ○面接試験（個別面接・300点）

※ 論文試験は、各業務に関する課題について記述する試験です。（800字程度）

※ 試験会場には時計がない場合がありますので、必要な人は各自で持参してください。

ただし、時計は時計機能だけのものに限り、携帯電話を時計として使用すること、計算

機能のついた時計を使用することはできません。

※ 身体に障害がある人等で、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込み時に必ずその旨を申し出てください。

(3) 合格発表

合格発表は令和7年12月下旬を予定しています。結果の合否に関わらず、受験者本人に結果通知書を郵送し、堺市ホームページの職員採用ページに合格者の受験番号を掲載します。

※ 電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

3 受験申込み方法

(1) 申込み受付期間

令和7年9月22日(月)10時00分から

令和7年11月7日(金)17時00分まで(17時00分受信分まで有効)

(2) 申込み方法

所定の『堺市産前産後休暇・育児休業代替任期付職員採用選考申込書』等に必要事項を記入し、堺市電子申請システムにより提出してください。

※ 申込手続きに関して、堺市電子申請システムから届く電子メールは、削除せずに保存してください。

※ 『堺市産前産後休暇・育児休業代替任期付職員採用選考申込書』等については、堺市ホームページ(アドレスは後掲「6 問い合わせ先」参照)から所定の用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、堺市電子申請システムにより提出してください。

※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合は、申込を受理しないことがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

提出書類	<p>○堺市産前産後休暇・育児休業代替任期付職員採用選考申込書 半年以内に撮影した鮮明な写真データを貼り付けてください。(写真はタテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽)</p> <p>○資格・免許の取得(見込)証明書(見込の証明がない場合は申立書) 【社会福祉の試験区分で受験する人】 社会福祉主事の任用資格の取得(見込)が確認できる書類[卒業(見込)証明書及び任用資格取得に必要な単位修得(見込)証明書、任用資格取得証明書、成績証明書等]</p> <p>【保育教諭の試験区分で受験する人】 保育士証のコピー又は資格を取得見込みであることが確認できる書類及び幼稚園教諭免許状のコピー又は資格を取得見込みであることが確認できる書類</p> <p>【保健師・助産師の試験区分で受験する人】 保健師免許証のコピー又は助産師免許のコピー</p> <p>○面接カード</p>
------	--

(3) 受験票の発行

申込みの受付後、「受験票」及び「注意事項」を、堺市電子申請システムを通じて発行します。受験票等は11月21日（金）以降に発行する予定です。12月3日（水）までに受験票等が発行されていない場合には、堺市人事課へ至急連絡してください。

※ 受験票は、印刷のうえ、試験日当日必ず持参してください。

(4) その他

- 提出書類は一切お返ししません。
- 受験に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的での利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

4 給与・勤務条件等「令和7年9月1日現在」（人事給与制度等の改正により変わる場合があります。）

◆勤務時間：週5日、午前9時00分～午後5時30分（休憩45分）配属先により異なる場合があります。保育教諭は、1日7時間45分でシフト制です。

◆給料：給料額は、職歴（条件あり）により加算される場合があります。

(参考)	給料月額（地域手当などを含む）	
	職歴加算がない場合	職歴加算を最大までした場合
社会福祉 (大学4卒の場合)	244,000円程度	293,000円程度
保育教諭 (短大2卒の場合)	239,000円程度	362,000円程度
保健師・助産師 (大学4卒の場合)	244,000円程度	293,000円程度

◆諸手当：期末・勤勉手当、通勤手当、退職手当等をそれぞれの条件に応じて支給

◆休日等：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（配属先により異なります。）

◆休暇：年次有給休暇、特別休暇（夏季、結婚、子の看護等）など

◆勤務地：社会福祉、保健師・助産師は市役所本庁・区役所等、保育教諭は市立幼保連携型認定こども園

◆福利厚生：共済組合に加入（年金、健康保険）、公務災害補償制度等

5 参考

(1) 過去3年間の育児休業取得者数

職種	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会福祉	33人	34人	34人
保育教諭	23人	28人	34人
保健師・助産師	15人	14人	19人

(2) 過去3年間の育児休業取得期間

職種	最短	最長	平均
社会福祉	1か月未満	2年10か月	1年3か月

保育教諭	8か月	2年10か月	1年6か月
保健師・助産師	5か月	2年9か月	1年4か月

6 問い合わせ先

堺市総務局人事部人事課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7907（直通） FAX 072-228-8823

（参考）

○堺市産前産後休暇・育児休業代替任期付職員募集案内ホームページアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinji/shokuinsaiyo/index.html>

○堺市ホームページアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/>